

蟹江町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月

蟹江町通学路安全推進協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「蟹江町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携をして、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする「通学路安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し策定しました。

- ・ 蟹江町立各小学校代表者
- ・ 蟹江町教育委員会教育課
- ・ 蟹江町総務部安心安全課
- ・ 蟹江町産業建設部土木農政課
- ・ 海部建設事務所道路整備課
- ・ 海部建設事務所維持管理課
- ・ 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所
- ・ 愛知県蟹江警察署交通課

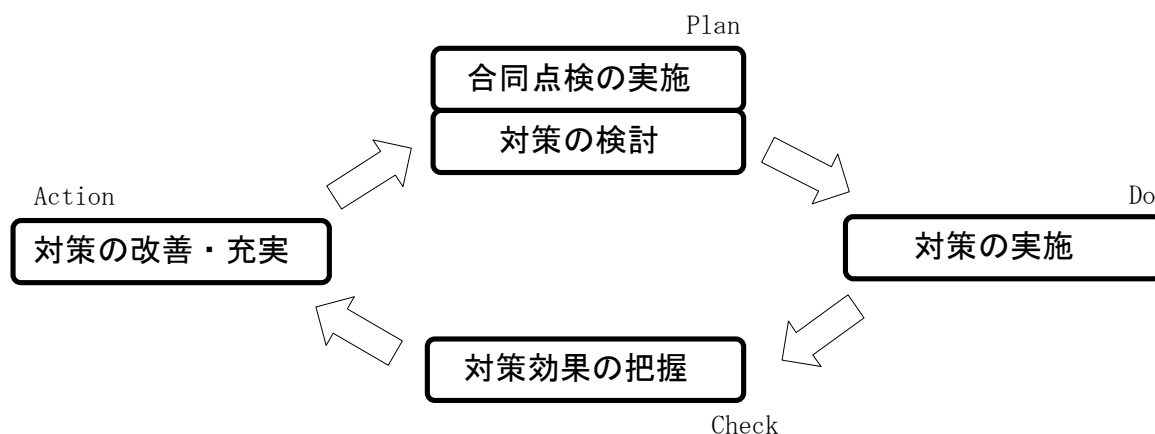
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果的把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

「通学路安全確保のための P D C A サイクル」



(2) 定期的な合同点検

・各小学校で3年に1回、通学路点検を実施し、危険箇所を抽出します。

(4月～6月)

・通学路点検で問題となった箇所を、教育委員会、道路管理者、警察等が参加をする合同点検を行います。(7～8月)

(3) 対策の検討(9月～11月)

通学路安全推進協議会で、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制及び交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施(3ヵ年計画で実施)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握(11月～3月)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、「車両と歩行者の離隔を測定」等、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実(11月～3月)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。